

ネオファースト生命 アニュアルレポート 2025
2024年4月1日～2025年3月31日

経営・業績に関する諸資料

経営・業績に関する諸資料 目次

I.会社の概況及び組織	21
1. 沿革	21
2. 経営の組織	22
3. 店舗	22
4. 資本金の推移	23
5. 株式の総数	23
6. 株式の状況	23
(1) 発行済株式の種類等	23
(2) 大株主	23
7. 主要株主の状況	23
8. 取締役・監査役・執行役員	24
9. 会計監査人の名称	24
10. 従業員の在籍・採用状況	25
11. 平均給与（内勤職員）	25
12. 平均給与（営業職員）	25
II.保険会社の主要な業務の内容	25
1. 主要な業務の内容	25
2. 経営方針	25
III.直近事業年度における事業の概況	26
1. 直近事業年度における事業の概況	26
2. 契約者懇談会開催の概況	26
3. 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	26
4. 契約者に対する情報提供の実態	26
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	26
6. 代理店教育・研修の概略	26
7. 新規開発商品の状況	26
8. 保険商品一覧	26
9. 情報システムに関する状況	26
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	26
IV.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	27
V.財産の状況	28
1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	37
4. 株主資本等変動計算書	39
5. 保険業法に基づく債権の状況	40
6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	41
7. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	41
8. 有価証券等の時価情報（会社計）	42
(1) 有価証券の時価情報	42
(2) 金銭の信託の時価情報	43
(3) デリバティブ取引の時価情報	43
9. 経常利益等の明細（基礎利益）	44
10. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	45
11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明	45
12. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	45
13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	45
VI.業務の状況を示す指標等	46
1. 主要な業務の状況を示す指標等	46
(1) 決算業績の概況	46
(2) 保有契約高及び新契約高	46
(3) 年換算保険料	46
(4) 保障機能別保有契約高	47
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	48
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	49
(7) 契約者配当の状況	49
2. 保険契約に関する指標等	49
(1) 保有契約増加率	49
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	49
(3) 新契約率（対年度始）	49
(4) 解約・失効率（対年度始）	50
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	50
(6) 死亡率（個人保険主契約）	50
(7) 特約発生率（個人保険）	50
(8) 事業費率（対収入保険料）	50
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	51
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	51
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	51
(12) 未だ収受していない再保険金の額	51
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	51
3. 経理に関する指標等	52
(1) 支払備金明細表	52

経営・業績に関する諸資料 目次

(2) 責任準備金明細表	52	(22) 貸付金担保別内訳	63
(3) 責任準備金残高の内訳	52	(23) 有形固定資産明細表	64
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	53	(24) 固定資産等処分益明細表	64
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	53	(25) 固定資産等処分損明細表	64
(6) 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性）	53	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	64
(7) 契約者配当準備金明細表	53	(27) 海外投融資の状況	65
(8) 引当金明細表	53	(28) 海外投融資利回り	65
(9) 特定海外債権引当勘定の状況	53	(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）	65
(10) 資本金等明細表	54	(30) 各種ローン金利	65
(11) 保険料明細表	54	(31) その他の資産明細表	65
(12) 保険金明細表	54	5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	66
(13) 年金明細表	54	(1) 有価証券の時価情報	66
(14) 給付金明細表	54	(2) 金銭の信託の時価情報	67
(15) 解約返戻金明細表	55	(3) デリバティブ取引の時価情報	67
(16) 減価償却費明細表	55	VII. 保険会社の運営	68
(17) 事業費明細表	55	1. コーポレートガバナンス体制	68
(18) 税金明細表	55	2. 内部統制体制	69
(19) リース取引	55	3. ERMの推進	69
(20) 借入金残存期間別残高	55	4. リスク管理	69
4. 資産運用に関する指標等	56	5. コンプライアンス（法令等遵守）	71
(1) 資産運用の概況	56	6. 情報資産保護	73
(2) 運用利回り	58	7. 内部監査体制	75
(3) 主要資産の平均残高	59	8. 反社会的勢力への対応	75
(4) 資産運用収益明細表	59	VIII. 特別勘定に関する指標等	76
(5) 資産運用費用明細表	59	IX. 保険会社及びその子会社等の状況	76
(6) 利息及び配当金等収入明細表	60		
(7) 有価証券売却益明細表	60		
(8) 有価証券売却損明細表	60		
(9) 有価証券評価損明細表	60		
(10) 商品有価証券明細表	60		
(11) 商品有価証券売買高	60		
(12) 有価証券明細表	60		
(13) 有価証券残存期間別残高	61		
(14) 保有公社債の期末残高利回り	61		
(15) 業種別株式保有明細表	62		
(16) 貸付金明細表	63		
(17) 貸付金残存期間別残高	63		
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	63		
(19) 貸付金業種別内訳	63		
(20) 貸付金使途別内訳	63		
(21) 貸付金地域別内訳	63		

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

1999年 4月	日産火災海上保険株式会社の100%子会社として資本金50億円で ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社設立（本社：東京都中野区中野）
1999年 5月	金融再生委員会の事業免許を取得 営業開始
2001年 3月	資本金を80億円に増額
2002年 7月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社に社名変更
2007年11月	資本金を97.5億円に増額
2008年 9月	資本金を101億円に増額
2009年 3月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2014年 8月	第一生命保険株式会社の100%子会社となる
2014年11月	ネオファースト生命保険株式会社に社名変更 本社を東京都品川区大崎へ移転
2015年 6月	関西オフィスを大阪府大阪市に開設
2015年 8月	資本金を251億円に増額
2015年 8月	第一生命グループとなって初となる商品を発売
2015年11月	西日本オフィスを福岡県福岡市に開設
2016年10月	第一生命グループの持株会社体制移行により第一生命ホールディングス株式会社の100%子会社となる
2017年 5月	資本金を275億円に増額
2017年 8月	中部オフィスを愛知県名古屋市の開設
2018年 6月	資本金を325億円に増額
2020年 4月	資本金を425億円に増額
2020年 9月	資本金を475億円に増額
2023年 9月	札幌オフィスを北海道札幌市の開設 仙台オフィスを宮城県仙台市の開設 大宮オフィスを埼玉県さいたま市の開設

4. 資本金の推移 (2025年7月1日現在)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1999年 4月23日	5,000百万円	5,000百万円	会社設立
2001年 3月 8日	3,000百万円	8,000百万円	
2007年11月20日	3,500百万円	9,750百万円	増資額のうち1,750百万円を資本準備金に組み入れ
2008年 9月12日	700百万円	10,100百万円	増資額のうち350百万円を資本準備金に組み入れ
2015年 8月 5日	30,000百万円	25,100百万円	増資額のうち15,000百万円を資本準備金に組み入れ
2017年 5月31日	4,999百万円	27,599百万円	増資額のうち2,499百万円を資本準備金に組み入れ
2018年 6月29日	9,999百万円	32,599百万円	増資額のうち4,999百万円を資本準備金に組み入れ
2020年 4月27日	20,000百万円	42,599百万円	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組み入れ
2020年 9月11日	10,000百万円	47,599百万円	増資額のうち5,000百万円を資本準備金に組み入れ

5. 株式の総数 (2025年7月1日現在)

発行する株式の総数	10,000千株
発行済株式の総数	4,149千株
株主数	1名

6. 株式の状況 (2025年7月1日現在)

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	4,149千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
第一生命ホールディングス株式会社	4,149千株	100.0%	一千株	—%

(注) 当社の株主は上記1株主です。

7. 主要株主の状況 (2025年7月1日現在)

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	344,353百万円	グループ会社の経営管理等	1902年9月15日	100.0%

8. 取締役・監査役・執行役員（2025年7月1日現在）

男性21名、女性1名（取締役・監査役・執行役員のうち女性の比率4%）

役職名	氏名	管掌・担当業務
代表取締役社長	うえはら たかし 上原 高志	【担当】内部監査部
代表取締役専務執行役員	おおつき しんじろう 大槻 慎次郎	【管掌】営業統括部、営業推進部、営業第一部、営業第二部
取締役常務執行役員	こもだ ゆう 薦田 優	【担当】企画総務部
取締役（非常勤）	にしむら たいすけ 西村 泰介	
取締役（非常勤）	かい こうへい 甲斐 講平	
社外取締役	むらばやし さとし 村林 聡	
社外取締役	わたなべ たかひこ 渡邊 隆彦	
常勤監査役	うりゅう むねひろ 瓜生 宗大	
常勤監査役	くにい やすひろ 国井 保博	
社外監査役	いしかわ まさとし 石川 正敏	
社外監査役	さくらだ かつら 桜田 桂	
常務執行役員	いこま たかひろ 生駒 隆広	【担当】主計部
常務執行役員	はらだ きみひさ 原田 貴巳久	【担当】コンプライアンス・リスク管理部
常務執行役員	あいば わたる 饗庭 渉	【管掌】お客さまサービス部、コミュニケーション推進部 【担当】ICTデジタル企画部
常務執行役員	まつもと こうじ 松本 光司	【担当】営業第一部
常務執行役員	たぐち ひでき 田口 秀貴	【担当】営業第二部
常務執行役員	とみどころ さちこ 富所 幸子	【担当】CX保障開発部
執行役員	はぎわら たかし 萩原 孝	【担当】お客さまサービス部
執行役員	うしろ よしひと 宇城 嘉人	【担当】コミュニケーション推進部
執行役員	まえどまり けい 前泊 圭	【担当】営業統括部、営業推進部
執行役員	らじゃん なんだ ラジャン ナンダ	【担当】デジタルエンジニアリング部
執行役員	かねむら よしまさ 金村 聖正	【担当】マーケットイノベーション部

9. 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		2024年度末	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	平均年齢	平均勤務年数
内勤職員	501名	528名	229名	98名	41.5	3.5
(男 子)	235	241	98	40	42.6	3.5
(女 子)	266	287	131	58	40.5	3.4
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男 子)	—	—	—	—	—	—
(女 子)	—	—	—	—	—	—

(注) 従業員には使用人兼務取締役、休職者等を含んでいません。

11. 平均給与 (内勤職員)

(単位：千円)

区 分	2024年3月	2025年3月
内勤職員	536	544

(注) 平均給与月額とは2025年3月中の税込定例給与月額であり、賞与、時間外手当は含んでおりません。

12. 平均給与 (営業職員)

該当ありません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 生命保険業
2. 他の保険会社 (外国保険業者を含む。) その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
3. 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

2. 経営方針

当社は、第一生命グループの一員として、グループの方針を踏襲しつつ、次のとおり経営基本方針を掲げます。

1. 新たなお客さま満足の創造

お客さまを取り巻く様々な環境やライフスタイルの変化に対応するだけでなく、それにとまなうニーズを先取りし、わかりやすさと利便性、迅速さと正確さを追求した新しい商品やサービスの提供に努め、今までにない新たなお客さま満足を創造します。

2. 社会からの信頼と敬愛の確保

高い倫理観と人を尊重する姿勢を持ち、あらゆる企業活動において社会適合性を重視し、社会から信頼され、敬愛される会社となります。

3. 成長力のある企業価値の追求

常に挑戦と変革を図るとともに、業務のローコストオペレーションと効率化に取り組み、成長に資する事業運営に努めることで、企業価値を高めます。

4. 自律した個の尊重と組織力の最大化

多様な人財の個性を尊重するとともに、一人ひとりが自律し、自ら考え、行動することを目指します。また、会社全体がひとつになって、最大の価値の創出に努めます。これらの実践により従業員一人ひとりの満足度と生きがいの向上を目指します。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

P.5をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

2024年度は、契約者懇談会を開催しませんでした。

3. 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P.14をご覧ください。

4. 契約者に対する情報提供の実態

P.10をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.10をご覧ください。

6. 代理店教育・研修の概略

当社では、営業パートナーである代理店の募集人がお客さまへ最適な提案ができるよう営業担当者が代理店を訪問し、日常的な情報提供や研修にて代理店をサポートしています。また、必要に応じてリモートでの研修も積極的に実施しています。

営業担当者による研修は、商品知識に限らずお客さまに提案する際の注意点やコンプライアンスに関する注意点なども含んでおり、募集人がお客さまへ最適な提案ができるようフォローアップしています。

営業担当者による
継続的なサポート

・商品知識研修

・コンプライアンス研修

・販売手法研修

・販売事務、アフターサービス知識研修など

7. 新規開発商品の状況

P.9をご覧ください。

8. 保険商品一覧

P.8をご覧ください。

9. 情報システムに関する状況

P.73をご覧ください。

10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.16をご覧ください。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	159,808	191,801	264,470	302,741	147,302
経常利益（△は経常損失）	△14,136	△8,094	24,730	△1,269	△8,317
基礎利益	△13,806	△7,940	△9,691	△965	△5,296
当期純利益（△は当期純損失）	△14,147	△6,868	24,724	△1,105	△6,319
資本金の額及び発行済株式の総数	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株
総資産	352,842	415,192	410,304	342,602	349,564
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	325,731	392,857	361,306	268,325	282,906
貸付金残高	1,313	1,797	1,956	1,657	1,805
有価証券残高	62,872	82,304	100,589	111,078	187,778
ソルベンシー・マージン比率	3,688.8%	1,111.8%	4,329.0%	2,958.5%	2,081.5%
従業員数	301名	326名	340名	501名	528名
保有契約高	1,449,849	1,630,116	1,783,639	1,901,273	1,989,958
個人保険	1,449,616	1,629,767	1,783,174	1,900,537	1,988,998
個人年金保険	232	349	464	735	959
団体保険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始後契約の責任準備金の金額です。

●経常収益

経常収益とは、主に保険料等収入や、利息・配当金、有価証券の売却益等の資産運用によって得られる収益です。2024年度の経常収益は147,302百万円となりました。

●基礎利益 ●経常利益（損失）

基礎利益（2024年度△5,296百万円）とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。生命保険会社の場合、これに有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが、経常利益（損失）（2024年度8,317百万円の経常損失）となります。ここでいう保険本業とは、お客さまより収納した保険料や運用収益から保険金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

V.財産の状況

1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2023年度末 2024年 〔3月31日現在〕	2024年度末 2025年 〔3月31日現在〕	科 目	2023年度末 2024年 〔3月31日現在〕	2024年度末 2025年 〔3月31日現在〕
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	172,756	90,388	保険契約準備金	296,728	310,304
預貯金	172,756	90,388	支払準備金	28,403	27,397
有価証券	111,078	187,778	責任準備金	268,325	282,906
国債	6,102	45,835	再保険借	3,934	3,709
社債	98,422	137,645	その他負債	6,163	6,048
株式	1,453	-	未払法人税等	16	25
外国証券	5,099	4,297	未払金	1,889	1,386
貸付金	1,657	1,805	未払費用	4,218	4,605
保険約款貸付	1,657	1,805	預り金	1	0
有形固定資産	346	305	仮受金	37	30
建物	205	191	価格変動準備金	15	17
その他の有形固定資産	140	113	負債の部合計	306,841	320,079
無形固定資産	10,891	11,173	(純資産の部)		
ソフトウェア	10,885	11,169	資本金	47,599	47,599
その他の無形固定資産	5	4	資本剰余金	39,599	39,599
再保険貸	33,274	42,750	資本準備金	39,599	39,599
その他資産	11,157	13,157	利益剰余金	△51,330	△57,650
未収金	8,294	9,907	その他利益剰余金	△51,330	△57,650
前払費用	2,095	2,424	繰越利益剰余金	△51,330	△57,650
未収収益	185	234	株主資本合計	35,867	29,547
預託金	328	327	その他有価証券評価差額金	△107	△63
仮払金	0	0	評価・換算差額等合計	△107	△63
その他の資産	253	261	純資産の部合計	35,760	29,484
繰延税金資産	1,443	2,209			
貸倒引当金	△2	△4			
資産の部合計	342,602	349,564	負債及び純資産の部合計	342,602	349,564

(貸借対照表の注記)

2023年度	2024年度
<p>1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く。)定率法(ただし、建物については定額法)によっております。</p> <p>② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。</p> <p>③ 無形固定資産(リース資産を除く。)定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く。)定率法(ただし、建物については定額法)によっております。</p> <p>② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。</p> <p>③ 無形固定資産(リース資産を除く。)定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
<p>3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。</p>	<p>3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。</p>
<p>4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>	<p>4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>
<p>5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。</p>	<p>5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。</p>
<p>6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>	<p>6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>

2023年度	2024年度
<p>なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。</p> <p>また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。</p>	<p>なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。</p> <p>また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。</p>
<p>7 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。</p> <p>（計算方法の概要） IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。</p> <p>なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。</p>	<p>7 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。</p> <p>（計算方法の概要） IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。</p>
<p>8 金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>（1）金融商品の状況に関する事項 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。</p> <p>（2）金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>	<p>8 未適用の会計基準等に関する事項は、次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） <p>ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正</p> <p>（1）概要 国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。</p> <p>（2）適用予定日 2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。</p> <p>（3）当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。</p>

2023年度				2024年度																											
	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	9 金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。																											
①有価証券				(1) 金融商品の状況に関する事項																											
a満期保有目的の債券	109,528	104,718	△4,809	当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。																											
b其他有価証券	1,550	1,550	—	(2) 金融商品の時価等に関する事項																											
②貸付金	1,657	1,657	—	貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。																											
資産計	112,736	107,926	△4,809	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額(百万円)</th> <th>時価(百万円)</th> <th>差額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a満期保有目的の債券</td> <td>177,821</td> <td>167,969</td> <td>△9,852</td> </tr> <tr> <td>b其他有価証券</td> <td>9,956</td> <td>9,956</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②貸付金</td> <td>1,805</td> <td>1,805</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>189,583</td> <td>179,731</td> <td>△9,852</td> </tr> </tbody> </table>					貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	①有価証券				a満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852	b其他有価証券	9,956	9,956	—	②貸付金	1,805	1,805	—	資産計	189,583	179,731	△9,852
	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)																												
①有価証券																															
a満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852																												
b其他有価証券	9,956	9,956	—																												
②貸付金	1,805	1,805	—																												
資産計	189,583	179,731	△9,852																												
(※) 預貯金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。				(※) 預貯金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。																											
(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項				(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項																											
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。				金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。																											
レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価				レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価																											
レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価				レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価																											
レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価				レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価																											
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。				時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。																											
① 時価で貸借対照表に計上している金融商品				① 時価で貸借対照表に計上している金融商品																											
区分	時価(百万円)																														
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																											
有価証券																															
其他有価証券																															
株式	1,453	—	—	1,453																											
外国公社債	—	96	—	96																											
資産計	1,453	96	—	1,550																											
② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品				② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品																											
区分	時価(百万円)																														
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																											
有価証券																															
満期保有目的の債券																															
国債	5,584	—	—	5,584																											
社債	—	94,166	—	94,166																											
外国公社債	—	4,966	—	4,966																											
貸付金	—	—	1,657	1,657																											
資産計	5,584	99,133	1,657	106,376																											

2023年度					2024年度																																						
<p>(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明</p> <p>ア. 有価証券 有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。</p> <p>イ. 貸付金 貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。</p>					① 時価で貸借対照表に計上している金融商品																																						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">時価 (百万円)</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券 その他有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>9,860</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9,860</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>—</td> <td>96</td> <td>—</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>9,860</td> <td>96</td> <td>—</td> <td>9,956</td> </tr> </tbody> </table>					区分	時価 (百万円)				レベル1	レベル2	レベル3	合計	有価証券 その他有価証券					国債	9,860	—	—	9,860	外国公社債	—	96	—	96	資産計	9,860	96	—	9,956					
区分	時価 (百万円)																																										
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																																							
有価証券 その他有価証券																																											
国債	9,860	—	—	9,860																																							
外国公社債	—	96	—	96																																							
資産計	9,860	96	—	9,956																																							
<p>9 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額は378百万円であります。</p> <p>11 関係会社に対する金銭債権の総額は8百万円であります。</p> <p>12 繰延税金資産の総額は、12,731百万円、繰延税金負債の総額は、20百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、11,267百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金1,046百万円、減価償却超過額157百万円、繰越欠損金11,085百万円あります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は11,085百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は182百万円あります。 繰延税金負債の発生の主な原因は、資本剰余金が原資の配当金受領によるみなし譲渡損14百万円、未収株式配当金4百万円あります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の変動の理由は、前年度末に比べて繰越欠損金が増加したことによるものであります。</p> <p>税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。</p>					② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品																																						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">時価 (百万円)</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券 満期保有目的の債券</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>34,507</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>34,507</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>—</td> <td>129,323</td> <td>—</td> <td>129,323</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>—</td> <td>4,138</td> <td>—</td> <td>4,138</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,805</td> <td>1,805</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>34,507</td> <td>133,461</td> <td>1,805</td> <td>169,774</td> </tr> </tbody> </table>					区分	時価 (百万円)				レベル1	レベル2	レベル3	合計	有価証券 満期保有目的の債券					国債	34,507	—	—	34,507	社債	—	129,323	—	129,323	外国公社債	—	4,138	—	4,138	貸付金	—	—	1,805	1,805
区分	時価 (百万円)																																										
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																																							
有価証券 満期保有目的の債券																																											
国債	34,507	—	—	34,507																																							
社債	—	129,323	—	129,323																																							
外国公社債	—	4,138	—	4,138																																							
貸付金	—	—	1,805	1,805																																							
資産計	34,507	133,461	1,805	169,774																																							
<p>(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明</p> <p>ア. 有価証券 有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。</p> <p>イ. 貸付金 貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。</p>					<p>10 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額は351百万円あります。</p> <p>12 関係会社に対する金銭債権の総額は10百万円あります。</p> <p>13 繰延税金資産の総額は、14,181百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、11,971百万円あります。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金1,912百万円、繰延資産200百万円、譲渡損益調整勘定174百万円、減価償却超過額116百万円、繰越欠損金11,589百万円あります。</p>																																						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">(単位：百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 5年以内</th> <th>5年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の繰越欠損金(※)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>11,085</td> <td>11,085</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△11,085</td> <td>△11,085</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。</p>					(単位：百万円)						1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金(※)	—	—	11,085	11,085	評価性引当額	—	—	△11,085	△11,085	繰延税金資産	—	—	—	—									
(単位：百万円)																																											
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計																																							
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	11,085	11,085																																							
評価性引当額	—	—	△11,085	△11,085																																							
繰延税金資産	—	—	—	—																																							

2023年度	2024年度																				
<p>当年度の法人税等の負担率は13.52%であり、法定実効税率28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額△10.15%であります。</p> <p>当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。</p>	<p>繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は11,589百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は381百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、税込処理に伴う簿価修正益否認0百万円であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、前年度末に比べて繰越欠損金が増加したことによるものであります。</p> <p>税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内</th> <th style="text-align: center;">1年超 5年以内</th> <th style="text-align: center;">5年超</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の繰越欠損金(※)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">4,735</td> <td style="text-align: center;">6,854</td> <td style="text-align: center;">11,589</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">△4,735</td> <td style="text-align: center;">△6,854</td> <td style="text-align: center;">△11,589</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。</p> <p>当年度の法人税等の負担率は24.16%であり、法定実効税率28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額△3.93%であります。</p> <p>当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が28.00%から、2026年4月1日以降に開始する事業年度に回収又は支払が見込まれる一時差異については28.93%に変更されております。この変更により、繰延税金資産は48百万円増加し、法人税等調整額は48百万円減少しております。</p>		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金(※)	-	4,735	6,854	11,589	評価性引当額	-	△4,735	△6,854	△11,589	繰延税金資産	-	-	-	-
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計																	
税務上の繰越欠損金(※)	-	4,735	6,854	11,589																	
評価性引当額	-	△4,735	△6,854	△11,589																	
繰延税金資産	-	-	-	-																	
13 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は39,063百万円であります。																					
14 1株当たりの純資産額は8,617円12銭であります。																					
15 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は35,738百万円であります。																					
16 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。																					
	<p>14 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は43,688百万円であります。</p> <p>15 1株当たりの純資産額は7,104円93銭であります。</p> <p>16 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は45,442百万円であります。</p> <p>17 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>																				

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度 〔2023年4月 1日から 2024年3月31日まで〕	2024年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	302,741	147,302
保 険 料 等 収 入	208,134	144,167
保 険 料 収 入	102,001	101,758
再 保 険 収 入	106,132	42,408
資 産 運 用 収 益	723	1,035
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	723	1,035
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	672	994
貸 付 金 利 息	51	39
そ の 他 利 息 配 当 金	—	1
そ の 他 経 常 収 益	93,883	2,099
支 払 備 金 戻 入 額	—	1,005
責 任 準 備 金 戻 入 額	92,981	—
そ の 他 の 経 常 収 益	901	1,093
経 常 費 用	304,010	155,619
保 険 金 等 支 払 金	242,847	100,052
保 険 金	1,634	2,074
年 金	440	609
給 付 金	12,172	14,146
解 約 返 戻 金	117,338	41,091
そ の 他 返 戻 金	5,411	2,066
再 保 険 料	105,849	40,064
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	23,331	14,581
支 払 備 金 繰 入 額	23,331	—
責 任 準 備 金 繰 入 額	—	14,581
資 産 運 用 費 用	1	667
支 払 利 息	1	0
有 価 証 券 売 却 損	—	665
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	1
そ の 他 運 用 費 用	—	0
事 業 費 用	34,386	36,259
そ の 他 経 常 費 用	3,443	4,058
税 金	469	548
減 価 償 却 費	2,798	3,509
そ の 他 の 経 常 費 用	176	0
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)	△1,269	△8,317
特 別 損 失	9	15
固 定 資 産 等 処 分 損	6	13
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	2	2
税 引 前 当 期 純 利 益 (△ は 税 引 前 当 期 純 損 失)	△1,278	△8,332
法 人 税 及 び 住 民 税	△43	△1,232
法 人 税 等 調 整 額	△129	△780
法 人 税 等 合 計	△172	△2,013
当 期 純 利 益 (△ は 当 期 純 損 失)	△1,105	△6,319

(損益計算書の注記)

2023年度

- 1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) 保険料
保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。
 - (2) 再保険収入
再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。
また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
 - (3) 保険金等支払金（再保険料を除く）
保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払準備金を繰り入れております。
 - (4) 再保険料
再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項に基づき不積立としております。
- 2 関係会社との取引による、費用の総額は81百万円であります。
- 3 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は5,152百万円であります。
- 4 1株当たりの当期純損失の金額は266円40銭であります。
- 5 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額19,378百万円を含んでおります。
- 6 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額10,681百万円を含んでおります。
- 7 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	—	再保険取引先	再保険収入	15,474	再保険貸	9,620
				再保険料	15,722	再保険借	3,476

(注) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

- 8 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2024年度

- 1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) 保険料
 保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
 なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。
 - (2) 再保険収入
 再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。
 また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
 - (3) 保険金等支払金（再保険料を除く）
 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払準備金を繰り入れております。
 - (4) 再保険料
 再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
 なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項に基づき不積立としております。
- 2 関係会社との取引による収益の総額は9百万円、費用の総額は57百万円、有価証券の譲渡高は927百万円であります。
- 3 有価証券売却損の内訳は、株式665百万円であります。
- 4 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は4,625百万円であります。
- 5 1株当たりの当期純損失の金額は1,522円87銭であります。
- 6 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額23,136百万円を含んでおります。
- 7 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額13,432百万円を含んでおります。

8 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	—	再保険取引先	再保険収入	22,665	再保険貸	22,155
				再保険料	16,727	再保険借	3,236

(注) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

9 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度 〔2023年4月 1日から 2024年3月31日まで〕	2024年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△1,278	△8,332
減価償却費	2,798	3,509
支払備金の増減額 (△は減少)	23,331	△1,005
責任準備金の増減額 (△は減少)	△92,981	14,581
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	2	2
利息及び配当金等収入	△723	△1,035
有価証券関係損益 (△は益)	－	665
支払利息	1	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	6	13
再保険貸の増減額 (△は増加)	△9,389	△9,476
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	311	△300
再保険借の増減額 (△は減少)	3,529	△225
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△516	150
小 計	△74,907	△1,452
利息及び配当金等の受取額	687	876
利息の支払額	△1	△0
法人税等の支払額または還付額 (△は支払)	△139	174
営業活動によるキャッシュ・フロー	△74,361	△402
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△23,605	△84,847
有価証券の売却・償還による収入	13,100	7,629
貸付けによる支出	△1,465	△1,115
貸付金の回収による収入	488	407
その他	11	－
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△11,471 (△85,833)	△77,926 (△78,329)
有形固定資産の取得による支出	△120	△25
無形固定資産の取得による支出	△3,971	△4,013
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,563	△81,965
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△89,924	△82,367
現金及び現金同等物期首残高	262,681	172,756
現金及び現金同等物期末残高	172,756	90,388

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

2023年度	2024年度								
1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。								
2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。 <table border="0" data-bbox="172 504 683 571"><tr><td>現金及び預貯金</td><td>172,756 (百万円)</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>172,756 (百万円)</td></tr></table>	現金及び預貯金	172,756 (百万円)	現金及び現金同等物	172,756 (百万円)	2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。 <table border="0" data-bbox="826 504 1337 571"><tr><td>現金及び預貯金</td><td>90,388 (百万円)</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>90,388 (百万円)</td></tr></table>	現金及び預貯金	90,388 (百万円)	現金及び現金同等物	90,388 (百万円)
現金及び預貯金	172,756 (百万円)								
現金及び現金同等物	172,756 (百万円)								
現金及び預貯金	90,388 (百万円)								
現金及び現金同等物	90,388 (百万円)								
3 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	3 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。								

4. 株主資本等変動計算書

2023年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	47,599	39,599	△50,225	36,973
当期変動額				
当期純損失			1,105	1,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△1,105	△1,105
当期末残高	47,599	39,599	△51,330	35,867

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△117	△117	36,855
当期変動額			
当期純損失			1,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	10	10
当期変動額合計	10	10	△1,095
当期末残高	△107	△107	35,760

2024年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	47,599	39,599	△51,330	35,867
当期変動額				
当期純損失			6,319	6,319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	△6,319	△6,319
当期末残高	47,599	39,599	△57,650	29,547

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△107	△107	35,760
当期変動額			
当期純損失			6,319
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	44	44	44
当期変動額合計	44	44	△6,275
当期末残高	△63	△63	29,484

(株主資本等変動計算書の注記)

2023年度

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	4,149	—	—	4,149

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当金支払額

該当ありません。

4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2024年度

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	4,149	—	—	4,149

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当金支払額

該当ありません。

4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
小計 (対合計比)	— (—%)	— (—%)
正常債権	1,675	1,826
合計	1,675	1,826

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)

3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)

5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

7. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	39,064	31,400
資本金等	35,867	29,547
価格変動準備金	15	17
危険準備金	1,662	1,920
一般貸倒引当金	—	—
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	△ 144	△ 84
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	40,461	52,960
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 38,798	△ 52,960
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,640	3,017
保険リスク相当額 R_1	718	739
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	935	1,054
予定利率リスク相当額 R_2	6	6
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	1,913	2,265
経営管理リスク相当額 R_4	107	121
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,958.5%	2,081.5%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

8. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	109,528	104,718	△4,809	25	4,835	177,821	167,969	△9,852	—	9,852
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	1,694	1,550	△144	159	304	10,041	9,956	△84	—	84
公 社 債	—	—	—	—	—	9,941	9,860	△81	—	81
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
公 社 債	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	111,222	106,268	△4,954	185	5,139	187,863	177,925	△9,937	—	9,937
公 社 債	104,525	99,751	△4,773	25	4,799	183,562	173,691	△9,871	—	9,871
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外 国 証 券	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
公 社 債	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2023年度末			2024年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	4,454	4,480	25	—	—	—
公 社 債	4,454	4,480	25	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	105,073	100,238	△4,835	177,821	167,969	△9,852
公 社 債	100,070	95,271	△4,799	173,620	163,831	△9,789
外 国 証 券	5,002	4,966	△36	4,200	4,138	△62
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2023年度末			2024年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	871	1,030	159	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	871	1,030	159	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	823	519	△304	10,041	9,956	△84
公 社 債	—	—	—	9,941	9,860	△81
株 式	723	422	△300	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	100	96	△3
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○市場価格のない株式等および組合等は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

9. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
基礎利益 A	△965	△5,296
キャピタル収益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	665
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	665
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	—	△665
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△965	△5,961
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	303	2,356
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	285	257
個別貸倒引当金繰入額	0	1
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	17	2,097
臨時損益 C	△303	△2,356
経常利益（損失） A + B + C	△1,269	△8,317

10. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

12. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の代表取締役社長は、当社が作成した2024年度決算期（2024年4月から2025年3月）に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において、適正に作成されていることを確認しています。また、当社が財務諸表の作成に当たり、その業務分担と責任所管が明確化されており、各責任所管において適切な業務態勢が整備されていること、当該財務諸表の作成に関する内部監査部門の監査において、業務プロセスの適切性について重要な指摘事項がないことを確認しています。

13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.5~6をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分		件数		金額	
			前年度末比		前年度末比
2023年度末	個人保険	891	119.8	19,005	106.6
	個人年金保険	0	150.0	7	158.3
	団体保険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—
2024年度末	個人保険	1,056	118.5	19,889	104.7
	個人年金保険	0	133.3	9	130.5
	団体保険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は、年金開始後契約の責任準備金です。

新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分		件数		金額			
			前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
2023年度	個人保険	205	126.2	3,336	158.3	3,336	—
	個人年金保険	—	—	—	—	—	—
	団体保険	—	—	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—	—	—
2024年度	個人保険	220	107.5	3,263	97.8	3,263	—
	個人年金保険	—	—	—	—	—	—
	団体保険	—	—	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	100,080	80.2	99,973	99.9
個人年金保険	45	155.4	64	140.3
合計	100,126	80.2	100,037	99.9
うち医療保障・生前給付保障等	49,078	115.0	55,370	112.8

新契約

(単位：百万円、%)

区分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	13,162	109.4	13,111	99.6
個人年金保険	—	—	—	—
合計	13,162	109.4	13,111	99.6
うち医療保障・生前給付保障等	10,074	111.1	10,186	101.1

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付等)、保険料払込免除給付等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2023年度末	2024年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	1,900,537	1,988,998
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,900,537	1,988,998
	災害死亡	個人保険	(1,532,988)	(1,411,545)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(1,532,988)	(1,411,545)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(—)	(—)	
団体年金保険		(—)	(—)	
	その他共計	(—)	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	46	43
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	46	43
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(47)	(64)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(47)	(64)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	735	959
団体保険		—	—	
団体年金保険		—	—	
	その他共計	735	959	
入院保障	災害入院	個人保険	(4,750)	(5,052)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,750)	(5,052)
	疾病入院	個人保険	(4,750)	(5,052)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,750)	(5,052)
	その他の条件付入院	個人保険	(6,998)	(7,576)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(—)	(—)	
団体年金保険		(—)	(—)	
	その他共計	(6,998)	(7,576)	
就業不能保障	個人保険	(632)	(560)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
	その他共計	(632)	(560)	

そ の 他	個人保険	(403,332)	(589,165)
	個人年金保険	(—)	(—)
	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(403,332)	(589,165)

(注) 1.括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

2.生存保障の年金欄の金額は年金年額を表します。

3.生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）の責任準備金を表します。

4.入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。

5.入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

6.就業不能保障欄の金額は就業不能保障額（月額）を表します。

7.その他欄の金額はガン医療特約の診断給付金額等を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2023年度末	2024年度末
障 害 保 障	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	—	—
手 術 保 障	個人保険	967,135	986,701
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	967,135	986,701

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2023年度末	2024年度末
死 亡 保 険	終身保険	22,328	22,067
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	1,865,661	1,952,982
	その他共計	1,900,537	1,988,998
生 死 混 合 保 険	養老保険	—	—
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個人年金保険	735	959
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災害割増特約	—	—
	傷害特約	—	—
	災害入院特約	—	—
	疾病特約	—	—
	成人病特約	—	—
	その他の条件付入院特約	1,361	1,471

(注) 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2023年度末	2024年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	986	976
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	53,607	47,614
	そ の 他 共 計	100,080	99,973
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	45	64

(7) 契約者配当の状況

当社は無配当の個人保険のみの取扱いのため、該当はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	6.6%	4.7%
個 人 年 金 保 険	58.3%	30.5%
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
新 契 約 平 均 保 険 金	1,625	1,477
保 有 契 約 平 均 保 険 金	2,132	1,883

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	18.7%	17.2%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)転換契約は含んでいません。

(4) 解約・失効率（対年度始）

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	37.3%	11.4%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)解約・失効率は、(解約+失効-復活+減額-増額)÷年始保有で計算しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）（単位：円）

2023年度	2024年度
4,620	4,240

(注)転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
2.51%	2.53%	1.33%	1.57%

(注)1.死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)÷2}で計算しています。

2.1%（パーミル）は、1000分の1を表します。

(7) 特約発生率（個人保険）

(単位：%)

区 分		2023年度	2024年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
障 害 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	6.915	5.976
	金 額	80.1	86.0
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	82.190	79.512
	金 額	593.7	796.9
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	18.606	18.459
	金 額	181.5	264.7
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	124.821	130.992
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	8.402	2.213

(注)1.発生率は、支払÷{(年始保障+年末保障)÷2}で計算しています。

2.1%（パーミル）は、1000分の1を表します。

(8) 事業費率（対収入保険料）

2023年度	2024年度
33.7%	35.6%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2023年度	2024年度
7 (1)	7 (1)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約を再保険に付した保険会社の数を記載しています。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2023年度	2024年度
100.0% (13.7%)	100.0% (32.6%)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約に対する支払再保険料の割合を記載しています。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2023年度	2024年度
A+以上	97.8% (13.7%)	94.2% (32.6%)
A以上 A+未満	2.2% (0.0%)	5.8% (0.0%)

(注) 1. 格付はスタンダード&プアーズ社による保険財務力格付に基づいています。なお、スタンダード&プアーズ社による保険財務力格付を取得していない場合は、Fitch社の保険会社財務格付に基づき記載しています。

2. () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約に対する支払再保険料の割合を記載しています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2023年度	2024年度
1,900 (1,714)	1,834 (1,668)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約について金額を記載しています。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2023年度	2024年度
第三分野発生率	27.8%	29.2%
医療（疾病）	33.5%	35.8%
がん	19.9%	20.0%
介護	31.0%	35.9%
その他	10.7%	12.6%

(注) 1. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\frac{\text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払に係る事業費等}}{\{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}}$$

2. (注) 1の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

3. (注) 1の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費、人件費等を計上しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2023年度末	2024年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	499	911
	災 害 保 険 金	—	16
	高 度 障 害 保 険 金	—	1
	満 期 保 険 金	—	—
	そ の 他	—	—
	小 計	499	928
年 金	4	1	
給 付 金	2,091	2,643	
解 約 返 戻 金	25,789	23,803	
保 険 金 据 置 支 払 金	—	—	
そ の 他 共 計	28,403	27,397	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2023年度末	2024年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	265,927	279,988
	(特 別 勘 定)	265,927	279,988
	(特 別 勘 定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	735	997
	(特 別 勘 定)	735	997
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	そ の 他 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	小 計 (一 般 勘 定)	266,662	280,985
(特 別 勘 定)	266,662	280,985	
(特 別 勘 定)	—	—	
危 険 準 備 金	1,662	1,920	
合 計	268,325	282,906	
(一 般 勘 定)	268,325	282,906	
(特 別 勘 定)	—	—	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
2023年度末	239,742	26,920	—	1,662	268,325
2024年度末	255,408	25,577	—	1,920	282,906

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		2023年度	2024年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.8%

(注)1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2015年度	786	1.00%
2016年度	1,849	1.00%
2017年度	26,603	0.25～1.00%
2018年度	164,995	0.25～1.00%
2019年度	7,974	0.25～1.00%
2020年度	13,001	0.25～1.00%
2021年度	24,735	0.25～1.00%
2022年度	17,696	0.25～1.00%
2023年度	13,147	0.25～1.00%
2024年度	10,194	0.25～1.00%

(注)1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 自動更新タイプの保険については、更新年度を基準として記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数
該当ありません。

(6) 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性）

第三分野保険は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、また、長寿化に伴う給付金等のお支払いの増加も想定される等、第三分野保険の発生率は変動しやすいという特性を有しています。このような第三分野保険の商品特性を踏まえ、当社では、確実な給付金等のお支払いのために、保険事故発生率の把握・分析をはじめとする保険引受リスク管理の取組みを行っています。

法令等に定める第三分野保険に係るストレステスト及び負債十分性テストについては、法令等に則り契約区分ごとに実績発生率に基づいて危険発生率を設定のうえ適切に実施しています。

その結果、ストレステストに基づく危険準備金を130百万円積み立てています。

なお、危険発生率の設定にあたっては、当社は第三分野保険に係るストレステストの対象となる商品の一部について、発売後十分な期間が経過しておらず、実績発生率の統計的な取扱いが困難であることから、法令等に則り予定発生率の算出に用いたデータを活用する等、保険数理上適切な手法を用いています。

また、保険業法第121条の定めに従い負債十分性テストを実施した結果、2024年度末において、追加責任準備金を2,163百万円積み立てています。

(7) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(8) 引当金明細表

（単位：百万円）

		当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	2	4	1
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
価格変動準備金		15	17	2

(注)計上の理由および算定方法については、貸借対照表に記載しています。

(9) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(10) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		47,599	—	—	47,599	
うち既 発行株式	普 通 株 式	(4,149千株) 47,599	(— 千株) —	(— 千株) —	(4,149千株) 47,599	
	計	47,599	—	—	47,599	
資本剰余金	(資本準備金)	39,599	—	—	39,599	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	39,599	—	—	39,599	

(11) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	102,001	101,758
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	49,140	44,824
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	52,861	56,934
個 人 年 金 保 険	—	—
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—
そ の 他 共 計	102,001	101,758

(12) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
死 亡 保 険 金	1,793	—	—	—	—	—	1,793	1,435
災 害 保 険 金	10	—	—	—	—	—	10	—
高 度 障 害 保 険 金	20	—	—	—	—	—	20	—
満 期 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	251	—	—	—	—	—	251	199
合 計	2,074	—	—	—	—	—	2,074	1,634

(13) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
年 金	—	609	—	—	—	—	609	440

(14) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
死 亡 給 付 金	59	—	—	—	—	—	59	41
入 院 給 付 金	6,981	—	—	—	—	—	6,981	6,239
手 術 給 付 金	4,140	—	—	—	—	—	4,140	3,654
障 害 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
生 存 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,965	—	—	—	—	—	2,965	2,237
合 計	14,146	—	—	—	—	—	14,146	12,172

(15) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
解 約 返 戻 金	41,091	—	—	—	—	—	41,091	117,338

(16) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	656	50	351	305	53.5
建 物	297	16	106	191	35.7
その他の有形固定資産	358	34	244	113	68.3
無 形 固 定 資 産	20,915	3,459	9,741	11,173	46.6
ソ フ ト ウ ェ ア	20,904	3,458	9,735	11,169	46.6
その他の無形固定資産	10	1	5	4	55.9
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	21,571	3,509	10,092	11,479	46.8

(17) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
営 業 活 動 費	19,361	20,165
営 業 管 理 費	391	787
一 般 管 理 費	14,633	15,306
合 計	34,386	36,259

(注) 一般管理費について、生命保険契約者保護機構に対する負担金のうち保護資金負担金はありません。

(18) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
国 税	184	241
消 費 税	69	120
特 別 法 人 事 業 税	72	74
印 紙 税	42	45
そ の 他 の 国 税	—	0
地 方 税	284	306
地 方 消 費 税	19	30
法 人 事 業 税	250	259
固 定 資 産 税	4	4
事 業 所 税	10	12
合 計	469	548

(19) リース取引

該当ありません。

(20) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①2024年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2024年度の日本経済は、大企業を中心とした賃上げが個人消費を下支えしたものの、物価高に伴う実質賃金の伸び悩みにより、緩やかな景気回復に留まりました。海外経済は、各国において引締めの金融環境が継続する中で減速方向も、底堅い雇用・所得環境に支えられた米国がけん引し、堅調に推移しました。各国では、景気減速に伴いインフレ率が沈静化傾向で推移する中、政策金利引下げ等の金融政策の転換が見られました。

こうした経済情勢の中で、運用環境は以下のとおりでした。

〈国内金利〉

10年国債利回りは、日本銀行が政策金利の段階的な引上げを実施したことから、1.4%台まで上昇しました。

10年国債利回り	年度始	0.725%	→	年度末	1.485%
----------	-----	--------	---	-----	--------

〈国内株式〉

日経平均株価は、好調な企業業績や生成AI関連需要の拡大期待を背景に最高値を更新する局面もありましたが、米国の景気減速懸念や新政権における関税政策への不透明感から、年度末にかけて株価は下落しました。

日経平均株価	年度始	40,369円	→	年度末	35,617円
TOPIX	年度始	2,768ポイント	→	年度末	2,658ポイント

〈為替〉

円/ドルは、米国連邦準備理事会（F R B）による政策金利引下げおよび日本銀行の段階的な政策金利引上げにより、国内外の金利差が縮小したことで、変動性を伴いながらも円高・ドル安となりました。

円/ユーロは、資源・エネルギー価格の落ち着きや高金利政策による金融引締めの影響で低下したインフレ率を背景に、欧州中央銀行（E C B）が政策金利の引下げを行い、国内外の金利差が縮小したことで、円高・ユーロ安となりました。

円/ドルレート	年度始	151.41円	→	年度末	149.52円
円/ユーロレート	年度始	163.24円	→	年度末	162.08円

ロ. 当社の運用方針

資産と負債の統合管理（A L M）の枠組みのもと、生命保険の負債特性を踏まえ、安全性や公共性に配慮しつつ、主に公社債などの確定利付資産で運用を行うことにより、安定的な運用収益の確保を目指しています。

ハ. 運用実績の概況

2024年度末における一般勘定資産残高は、349,564百万円となりました。運用資産残高は、預貯金90,388百万円、公社債187,778百万円となりました。

また、資産運用収益は1,035百万円、資産運用費用は667百万円となりました。

②ポートフォリオの推移
イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	172,756	50.4	90,388	25.9
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	111,078	32.4	187,778	53.7
公 社 債	104,525	30.5	183,480	52.5
株 式	1,453	0.4	—	—
外 国 証 券	5,099	1.5	4,297	1.2
公 社 債	5,099	1.5	4,297	1.2
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	1,657	0.5	1,805	0.5
保 険 約 款 貸 付	1,657	0.5	1,805	0.5
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	205	0.1	191	0.1
繰 延 税 金 資 産	1,443	0.4	2,209	0.6
そ の 他	55,464	16.2	67,195	19.2
貸 倒 引 当 金	△2	△0.0	△4	△0.0
合 計	342,602	100.0	349,564	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
現預金・コールローン	△89,924	△82,367
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	10,488	76,700
公 社 債	13,390	78,955
株 式	0	△1,453
外 国 証 券	△2,902	△801
公 社 債	△2,902	△801
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸付金	△298	147
保 険 約 款 貸 付	△298	147
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	48	△13
繰延税金資産	126	765
そ の 他	11,858	11,731
貸倒引当金	△0	△1
合 計	△67,702	6,961
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2023年度	2024年度
現預金・コールローン	—	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	0.61	0.20
う ち 公 社 債	0.58	0.60
う ち 株 式	1.97	△47.82
う ち 外 国 証 券	0.72	0.86
貸付金	2.81	2.26
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	0.20	0.11
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
現預金・コールローン	210,254	116,096
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	110,732	162,790
うち公社債	102,303	156,731
うち株式	1,598	1,370
うち外国証券	6,830	4,687
貸付金	1,813	1,765
うち一般貸付	—	—
不動産	186	200
一般勘定計	366,218	335,567
うち海外投融資	6,830	4,687

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
利息及び配当金等収入	723	1,035
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	—
合計	723	1,035

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
支払利息	1	0
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	665
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	0	1
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	0
合計	1	667

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
現 預 金 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	672	994
公 社 債 利 息	591	944
株 式 配 当 金	31	9
外 国 証 券 利 息 配 当 金	49	40
貸 付 金 利 息	51	39
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	723	1,035

(7) 有価証券売却益明細表

該当ありません。

(8) 有価証券売却損明細表

区 分	2023年度	2024年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	665
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	665

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	6,102	5.5	45,835	24.4
地 方 債	—	—	—	—
社 債	98,422	88.6	137,645	73.3
うち公社・公団債	3,255	2.9	7,389	3.9
株 式	1,453	1.3	—	—
外 国 証 券	5,099	4.6	4,297	2.3
公 社 債	5,099	4.6	4,297	2.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	111,078	100.0	187,778	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
2023 年度末	有 価 証 券	5,700	16,405	36,280	10,133	6,857	35,701	111,078
	国 債	—	—	—	—	—	6,102	6,102
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,900	15,802	33,583	9,133	6,857	28,145	98,422
	株 式						1,453	1,453
	外 国 証 券	800	602	2,696	1,000	—	—	5,099
	公 社 債	800	602	2,696	1,000	—	—	5,099
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	
2024 年度末	有 価 証 券	4,501	89,168	31,481	17,594	11,403	33,629	187,778
	国 債	—	39,725	—	—	—	6,109	45,835
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,400	47,746	28,981	17,594	11,403	27,519	137,645
	株 式						—	—
	外 国 証 券	100	1,696	2,500	—	—	—	4,297
	公 社 債	100	1,696	2,500	—	—	—	4,297
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	2023年度末	2024年度末
公 社 債	0.60%	0.51%
外 国 公 社 債	0.86%	0.96%

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—
	化 学 品	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—
	非 鉄 金 属 製 品	—	—	—
	機 械 器 具	—	—	—
	電 気 機 器	—	—	—
	輸 送 用 機 器	—	—	—
精 密 機 器	—	—	—	
業 務 そ の 他 製 品	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—
	海 運 業	—	—	—
	空 運 業	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—
	小 売 業	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	—	—	—
	保 険 業	1,453	100.0	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
合 計	1,453	100.0	—	—

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
保 険 約 款 貸 付	1,657	1,805
契 約 者 貸 付	1,657	1,805
保 険 料 振 替 貸 付	—	—
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1,657	1,805

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2023 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	156	69	6	14	205	90	30.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	130	51	0	40	140	287	67.1
	合 計	287	121	6	55	346	378	52.2
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—
2024 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	205	11	8	16	191	106	35.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	140	11	4	34	113	244	68.3
	合 計	346	23	13	50	305	351	53.5
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
不 動 産 残 高	205	191
営 業 用	205	191
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	一棟	一棟

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
有 形 固 定 資 産	6	13
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	6	13

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公 社 債 (円 建 外 債) ・ そ の 他	5,099	100.0%	4,297	100.0%
小 計	5,099	100.0%	4,297	100.0%

ニ. 合計

(単位：百万円)

海 外 投 融 資	5,099	100.0%	4,297	100.0%
-----------	-------	--------	-------	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

	区 分	外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
2023 年度末	北 米	102	2.0	102	2.0	—	—	—	—
	ヨ ー ロ ッ パ	4,996	98.0	4,996	98.0	—	—	—	—
	オ セ ア ニ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	5,099	100.0	5,099	100.0	—	—	—	—
2024 年度末	北 米	100	2.3	100	2.3	—	—	—	—
	ヨ ー ロ ッ パ	4,196	97.7	4,196	97.7	—	—	—	—
	オ セ ア ニ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	4,297	100.0	4,297	100.0	—	—	—	—

(28) 海外投融資利回り

2023年度	2024年度
0.72%	0.86%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	109,528	104,718	△4,809	25	4,835	177,821	167,969	△9,852	—	9,852
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	1,694	1,550	△144	159	304	10,041	9,956	△84	—	84
公 社 債	—	—	—	—	—	9,941	9,860	△81	—	81
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外国証券	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
公 社 債	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	111,222	106,268	△4,954	185	5,139	187,863	177,925	△9,937	—	9,937
公 社 債	104,525	99,751	△4,773	25	4,799	183,562	173,691	△9,871	—	9,871
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外国証券	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
公 社 債	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。市場価格のない株式等および組合等は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

2. 内部統制体制

基本認識

当社は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正確保および企業価値の維持と創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的に、また、全役員・従業員の法令等に反した行為や法令等の主旨に照らして不適切な行為を排除し、お客さま・社会・市場等のステークホルダーの期待に沿う行動を取ることで、経営理念の実現を図ることを目的に、「内部統制基本方針」のもと、内部統制態勢の整備および運営を行っています。

●内部統制基本方針

1. 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2. 保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3. 顧客情報、限定情報、および重要事実等の情報資産を適切に保護管理すること
4. リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5. 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6. 企業集団としての業務の適正を確保すること
7. 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8. 内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

3. ERMの推進

基本認識

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を進めるエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM:Enterprise Risk Management)を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画などを策定する際に、統合的リスク管理所管がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、リスク管理の高度化を推進しています。

4. リスク管理

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクについて把握・評価を行い、各リスク特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

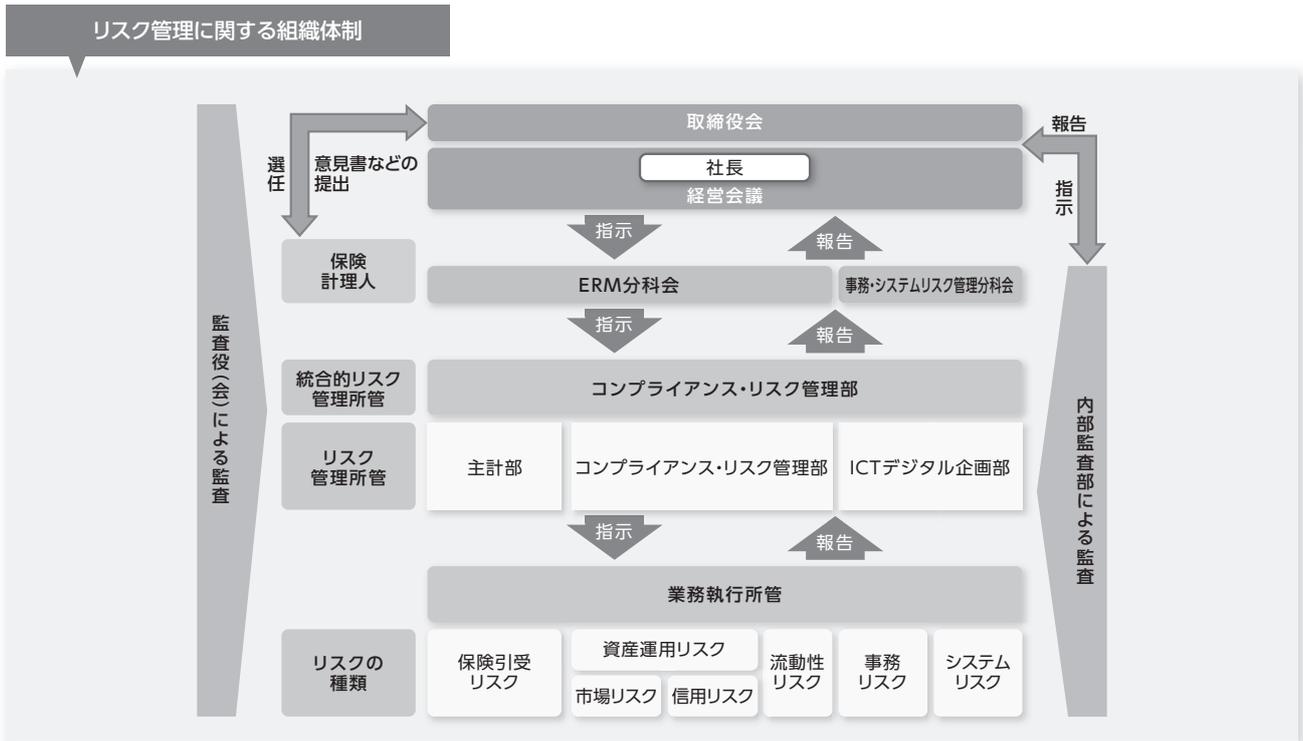
リスク管理に関する方針・規程など

当社では、まず「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組み方針などについて定めています。この基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を「統合的リスク管理基本方針」および各リスクごとの基本方針で定め、さらに、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程などを制定しています。

リスク管理に関する組織体制

事業運営を通じて発生する各種リスクについては、各リスクごとの基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、コンプライアンス・リスク管理部を設置し、体制の強化を図っています。また、経営会議やその下部組織であるERM分科会、事務・システムリスク管理分科会などにおいて経営層が各リスクに対する情報を共有化し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理機能の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議などに報告されています。さらに、監査役は経営層をはじめとして、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。



統合的リスク管理の取組み

統合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、自己資本などと比較し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。当社では、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスク量を統合し、自己資本などと対比することなどにより健全性をコントロールしています。

当社では、経営会議の下部組織としてERM分科会、事務・システムリスク管理分科会を設置し、各リスクの抑制および管理体制の強化を図っています。

また、負債特性を考慮した資産運用方針の策定、新商品の開発、適切な予定利率の設定などにおいて、リスク管理所管が保険引受リスク、資産運用リスクなどのチェックや妥当性の検証を行っています。

なお、保険引受リスクの軽減を図るために、保険契約を再保険に付す際には、再保険引受先の財務内容などを確認し選定しています。

ストレス・テストの実施

当社では、リスク量の計量化では捉えきれない事象を認識・把握するため、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や将来の見通しなどにに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会・経営会議などに定期的に報告されており、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施することとしています。

リスクの定義

リスクの種類	内 容	
保険引受リスク	「経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク」に代表されるリスクです。	
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株式などのさまざまな市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
流動性リスク	保険料収入の減少などにより資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱などにより市場取引ができなくなるなどのリスク(市場流動性リスク)です。	
事務リスク	役員および従業員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすなどにより、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。	
システムリスク	コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動などのシステム不備、またはコンピュータの不正使用などによって、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。	

(注) 当社では、上記リスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

内部統制セルフ・アセスメント(CSA:Control Self Assessment)の取組み

当社では、統合的リスク管理の一環として、リスクを網羅的に洗い出し、その重要性和統制状況を評価したうえ改善取組を推進する活動として、「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施しています。



5. コンプライアンス（法令等遵守）

基本認識

当社は、法令等を遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を自覚し、社会およびお客さまからの揺るぎない信頼の確立と向上に向け、すべての事業運営においてコンプライアンスを推進し公正かつ透明な企業活動を行っています。

コンプライアンスに関する方針・規程など

当社は、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け、社会およびお客さまから信頼される企業であり続けるために、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、この中でコンプライアンスに関する基本的考え方などを規定しています。この基本方針のもと、実務上のルールとして「コンプライアンス規程」を制定し、態勢整備や推進に関する細目を定めています。

コンプライアンスに関する組織体制

当社では、コンプライアンスを全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、態勢の整備・強化を進めています。さらに、各従業員が、直接通報・相談できる窓口を社内・社外（親会社および法律事務所）に設置しています。

また、コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議の下部組織であるコンプライアンス分科会などにおいて協議し、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切性は内部監査部が検証しています。



コンプライアンスの推進

当社では、取締役会が毎年度決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、具体的な推進計画を策定し、コンプライアンス推進の取組みを行っています。推進計画の進捗状況は、定期的に取り締役に報告され、経営がその推進状況を把握・評価できる態勢となっています。

また、コンプライアンスの一層の浸透を図るために、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全役員・従業員に周知徹底を図るとともに、全役員・従業員に対する定期的なコンプライアンス研修に活用するなど、知識の向上と意識の定着に努めています。さらに、保険募集に関与する代理店・募集人のために「コンプライアンスマニュアル(代理店用)」等を作成し、研修・指導に活用しています。

加えて、部門ごとの業務特性を踏まえたコンプライアンス研修の実施を通じて、徹底を図っています。

勧誘方針

当社は、「一生涯のパートナー」をブランドメッセージとする第一生命グループの一員として、お客さまにご満足いただける最適な商品・サービスの提供に努めます。

1. 法令等の遵守

・当社は、お客さまからの信頼にお応えしていくため、法令及び社会規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘・提案活動を行います。

2. 適切な勧誘・提案について

- ・お客さまへの訪問・電話連絡等にあたっては、時間帯等ご都合に配慮し、お客さまのご意向に基づいた適切な勧誘活動を行います。
- ・お客さまの年齢、知識、ご家族の状況およびご加入目的等を踏まえ、お客さまに適した商品を提案いたします。
- ・商品の提案を行う際には、適切な資料を活用し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
- ・ご契約内容その他契約条項にかかわる重要事項について、お客さまにご理解いただくため、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等の説明書面・冊子をお渡しする等により説明・明示を行います。
- ・特にご高齢のお客さまに対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすくご説明・対応いたします。
- ・当社と安心してお取引引きいただくため、当社従業員がお客さまから現金を直接お預かりすることはいたしません。
- ・お申込みをいただく際に「意向確認書面」にて、お申込みをされる保険商品がお客さまのニーズに合致していることについて再確認させていただき、お客さまがご意向に沿った商品にご加入いただけるよう努めます。
- ・当社従業員は、当社取扱以外の金融商品等を勧誘・紹介することはいたしません。

3. 教育について

- ・高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行われるための体制およびルールの整備・強化に努めます。
- ・お客さまのご期待にお応えできるよう、研修を継続的に実施し、知識・スキルを備えた従業員の育成に取り組めます。

4. お客さまの声について

- ・お客さまからの様々なお問い合わせ、ご意見、ご相談には、丁寧かつ速やかに対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、その後の販売・勧誘に反映してまいります。

5. 個人情報の保護について

- ・業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

6. 情報資産保護

基本認識

当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所などや契約内容などの個人情報、医的情報などを長期間にわたり保有しています。当社では、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

情報資産保護に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」のもとに、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」などの各種規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準などの細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)」の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的や保護管理などを定めた「個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社Webサイトで公表しています。情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」に掲載の上、全役員・従業員に提供し、各種研修などを実施することにより周知・徹底を図っています。

情報資産保護に関する組織体制

当社では、情報資産保護を全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、情報資産保護管理態勢の整備・強化を進めています。

また、全社における情報資産保護の推進状況を、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうした情報資産保護管理態勢の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、番号法、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを踏まえ、次のような組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じるなど情報資産保護管理態勢を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表および情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な従業員教育を通じた情報取扱いルールの徹底およびルール遵守状況の定期点検
- 情報を取り扱う区域の管理、情報を取り扱う機器・電子媒体などの盗難などの防止のための対策実施
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

個人情報の開示などの請求の取扱い

お客さまからご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者をご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求については、当社Webサイトでもご案内しています。

情報セキュリティ対策

当社では、日々進化するサイバーセキュリティリスクへの対応として、システム面においては、不正アクセスやウイルス等の検知・防御の仕組みを複数組み合わせる、多層防御の整備を推し進めるなど、新たな脅威に対する対策を随時行っています。

また「サイバーセキュリティ規程」に基づき、サイバーセキュリティ対策の強化にも取り組んでいます。高度な技術を備えた専任者を中心に構成される「CSIRT」(※)を設置し、役員・従業員を対象に攻撃を想定した対応訓練を行うなど、サイバーインシデント対応態勢の強化活動を行っています。

個人情報を管理するシステムについては極力一元管理可能な仕組みとし、お客さまの個人情報の取扱い権限を厳格に管理できる仕組みを導入しています。

(※)Computer Security Incident Response Team

個人情報保護方針

ネオファースト生命保険株式会社（以下、当社といいます）では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の利用目的

- (1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
 - ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務（※）

（※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。
- (2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号（以下、個人番号といいます）を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
 - ①保険に関する取引がある場合：保険取引に関する法定調書作成事務
 - ②不動産に関する取引がある場合：不動産取引に関する支払調書作成事務
 - ③報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合：報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
 - ④その他上記①～③に関連する事務
- (3) これらの利用目的は、当社Webサイトおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3. 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 個人情報の提供

- (1) 当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。
 - ①ご本人が同意されている場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③個人情報保護法に基づき共同利用する場合
 - ④業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
 - ⑤その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合
- (2) 前号にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

5. 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「経営会議」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等のご請求

保有個人データについて、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求があった場合、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

お問い合わせ先

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申出については、適切に対応させていただきますので、下記窓口までお問い合わせ下さい。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

住所 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

電話 0120-066-201（個人情報専用）

受付時間 9：00～17：00（日曜日・祝日・年末年始を除く）

※受付時間につきましては状況により変更になる場合がございます。詳細は当社Webサイトをご確認ください。
※月曜日など休日明けは電話が混み合う場合がございますので、あらかじめご了承ください。

7. 内部監査体制

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制などの適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために内部監査部門の独立性の確保など必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

内部監査に関する方針・規程など

当社では、「内部統制基本方針」のなかで内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「内部統制基本方針」のもと、内部監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役員・従業員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に関わるすべての活動を円滑かつ効果的に推進するために「内部監査規程」を制定しています。また、内部監査の実施要領として「内部監査業務規程」を制定しています。

内部監査体制

当社では、監査対象組織に対し牽制機能が働く独立した組織として設置した内部監査部が、当社の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などの適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

8. 反社会的勢力への対応

基本認識

当社では、「社会からの信頼と敬愛の確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとしています。また、保険契約をはじめとしたすべての取引等についても組織として一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力への対応に関する方針・規程等

当社では「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しています。また、役員・従業員の行動原則を定めた「行動規範」において、その徹底を図っています。さらに、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役員・従業員が遵守すべきルールや関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組みの詳細について明確化しています。

反社会的勢力への対応体制

コンプライアンス・リスク管理部を統括所管として、日常の業務運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。

各所管では反社会的勢力対応責任者及び反社会的勢力対応推進者を定め、自所管において、反社会的勢力から不当要求等、何らかの接触がある場合には、責任者・推進者を中心に、コンプライアンス・リスク管理部と連携の上、組織として適切な対応を行う態勢としています。

反社会的勢力との取引が判明した場合には、適時・適切に取締役等へ報告の上、速やかに関係遮断を図る態勢を構築するとともに、反社会的勢力との関係遮断の対応状況等について定期的に取り締り会等に報告する等、経営層が適切に関与する態勢としています。

また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

◆指定生命保険業務紛争解決機関について

- ・当社は、保険業法第105条の2に基づき、指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と金融ADRに関する手続実施基本契約を締結しております。
- ・指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険業務に関する苦情処理手続及び紛争解決手続等の業務を行っています。

詳細は同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話番号: 03-3286-2648

受付時間: 9:00 ~ 17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

(注) 金融ADRとは、身の回りで起こる金融分野に関するトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続(裁判外紛争解決手続)です。